令和２年生駒市教育委員会

第３回定例会　議案

令和２年３月２５日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和2年生駒市教育委員会(第3回)定例会議案目録

議案番号	議　　　　案　　　　名	項
報告第6号	生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申について	1
議案第10号	新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組方針について	3
議案第11号	生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則の制定について	4
議案第12号	生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	5
議案第13号	生駒市学校運営協議会規則の制定について	7
議案第14号	盗み撮り事案再発防止に向けた取組について	11
議案第15号	生駒市学校医の委嘱について	15
議案第16号	令和2年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について	16

報告第６号

生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申について

生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第１号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

令和２年２月２６日

生駒市教育委員会　様

生駒市学校教育のあり方検討委員会

委員長　前田　康二

市の今後の学校教育のあり方について（答申）

平成３０年６月２５日付け生教総第１８９号で諮問のあった市の今後の学校教育のあり方について、慎重に審議を重ねた結果、既に中間答申を行った諮問事項２を除き、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

特に諮問事項１及び４については、将来の児童・生徒数を踏まえ、幼稚園や小・中学校の統廃合に触れる内容となっており、市の学校教育の転換点ともなり得る内容となっています。

市教育委員会におかれては、本答申を踏まえつつ、保護者や地域住民等の関係者と丁寧な協議を行い、十分な理解のもとで、多くの課題を一つずつ解決しながら取組を進められることを要望します。

議案第１０号

新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組方針について

新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組方針について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第２条第１号の規定により、別冊のとおり、教育委員会の議決を求める。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

議案第１１号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則の制定について

上記議案を提出する。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

（生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　生駒市教育委員会事務局組織規則（平成２年４月生駒市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「嘱託員等」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員等」に改める。

（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正）

第２条　生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和５６年７月生駒市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１３号中「臨時職員」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則の廃止）

第３条　生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則（平成５年１２月生駒市教育委員会規則第８号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

議案第１２号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和３１年４月生駒市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条の８の次に次の１条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理）

第２０条の８の２　委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第２条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第７条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間（同法第６条第３項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1)　１か月について４５時間

(2)　１年について３６０時間

２　委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量

の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1)　１か月について１００時間未満

(2)　１年について７２０時間

(3)　１か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の１か月、２か月、３か月、４か月及び５か月の期間を加えたそれぞれの期間において１か月当たりの平均時間について８０時間

(4)　１年のうち１か月において所定の勤務時間以外の時間において４５時間を超えて業務を行う月数について６か月

３　前２項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

議案第１３号

生駒市学校運営協議会規則の制定について

上記議案を提出する。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

生駒市学校運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第４７条の５に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を満たす学校（生駒市立学校設置条例（平成２０年３月生駒市条例第６号）に定める小学校及び中学校をいう。以下同じ。）ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、２以上の学校について１の協議会を置くことができる。

(1)　学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民（生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和５１年４月生駒市教育委員会規則第５号）第２条に定める通学区域及びその周辺に住所を有する者をいう。以下同じ。）が学校の運営に参画することで、地域に開かれ信頼される学校づくりに資すること。

(2)　学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある

学校づくりを推進できること。

(3)　保護者及び地域住民が責任をもって学校運営に参画すること。

２　教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、当該学校の校長、保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。

（法第４７条の５第４項の教育委員会規則で定める事項）

第３条　法第４７条の５第４項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　教育課程の編成に関する事項

(2)　学校経営計画に関する事項

(3)　学校組織の編成に関する事項

(4)　学校配当予算の執行に関する事項

(5)　学校施設の整備及び管理に関する事項

（法第４７条の５第７項の教育委員会規則で定める事項）

第４条　法第４７条の５第７項の教育委員会規則で定める事項は、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。)の職員の採用、昇任及び転任に関する事項とする。

（組織）

第５条　協議会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、法第４７条の５第２項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第６条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任されることを妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務等）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2)　委員としての地位を不当に利用して営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3)　協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（報酬）

第８条　委員の報酬は、生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１１月生駒市条例第１２号）の定めるところによる。

（解嘱等）

第９条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

(1)　本人から辞任の申出があったとき。

(2)　第７条の規定に違反したとき。

(3)　その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

（会長及び副会長）

第１０条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。この場合において、設置校の職員が委員となる場合は、当該委員は、会長及び副会長になることはできない。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第１１条　協議会の会議（以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1)　会議の内容が学校の職員の採用その他の任用に関する事項であるとき。

(2)　その他協議会が必要と認めるとき。

（部会等）

第１２条　協議会は、必要があると認めるときは、部会その他必要な組織を置くことができる。

（評価）

第１３条　協議会は、毎年度１回以上、設置校の運営状況等に関して評価を行うものとする。

（情報提供）

第１４条　教育委員会は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委任）

第１５条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　協議会の設置のために必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

議案第１４号

盗み撮り事案再発防止に向けた取組について

盗み撮り事案再発防止に向けた取組について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第３条の規定により、別紙のとおり教育委員会の議決を求める。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

盗み撮り事案再発防止に向けた取組

1　生徒指導上の取組

①　人権教育、道徳教育、性教育、情報モラル教育のための授業の実施

・学期ごとに開催するよう校長会などを通じて全小中学校に指導を行う。

・情報モラル教育出前授業は保護者も参加して開催できる内容で計画するよう校長会などを通じて全小中学校に指導を行う。

・男女共生教育を意識した授業を年間計画に取り入れるよう全小中学校に指導を行う。

②　スクールカウンセラーによる指導・ケア

・チェックシートを活用し、定期的な実施を行うよう当該校に指導を行う。

・本事案に関わった生徒・保護者への定期的面談の実施を行うよう当該校に指導を行う。

③　被害者を出さないための生徒指導の充実

・教職員による生徒の悩みやトラブルの早期発見のため、年に２回生徒指導週間を設けるよう当該校には指導を行い、他校については状況に応じて年２回を実施するよう啓発を行う。

・当該校に生徒指導等を担当する教職員を１名増員し、生徒指導体制を充実させる。

・当該校に特別支援教育支援員を増員し、特に事案が発生した学年の生徒たちの心のケアや学習面でのサポートを充実させる。

・情報モラルや男女共生教育について、学級会や生徒会を通じて児童・生徒間の話し合いを充実させ、生徒自ら考えるルール作りを推進するため、学期ごとに校長会等を通じて全小中学校に指導を行う。

④　女子生徒の制服の選択制（ズボン・スカート）

・ジェンダーフリーを目指した女子生徒の制服(ズボン・スカート)選択制を推進する。

⑤　学校・生駒市教育委員会・奈良県教育委員会と連携した規範意識向上のための調査研究を基にした生徒指導の推進

・アンケート調査による現状把握を踏まえた指導プログラムの作成を進める。

２　学校運営上の取組

①　当該校の少人数学級編成による新３年生へのきめ細かな学習環境の整備（クラス編成に配慮）

・現在２年生で４クラス編成を３年生へ進級時に５クラス編成にするため、１クラス増やすための教職員を１名加配する。

②　教室移動時の施錠の徹底

・使用しない教室への施錠の徹底について、校長会などを通じて全小中学校に指導を行う。

③　学校トイレ等の定期点検の実施

・トイレの定期点検及び休憩時間の教職員による見守りを強化するよう当該校には指導、校長会などを通じて全小中学校には啓発を行う。

④　安心して更衣できる更衣場所の確保

・現在の更衣場所について、児童生徒が安全安心に利用できているかついて確認してもらうように校長会などを通じて全小中学校に啓発を行う。

⑤　危機管理意識の醸成のための教職員への研修の実施

・当該校の先生方に、再発防止、未然防止の力量を養う研修会を４月当初に開催するよう企画、運営を行う。

・教職員間による携帯電話、スマートフォンの利用に係るルール作りについて話し合いを行う。また生徒会、学級会を通じて児童・生徒と話し合いながら、家庭でのルール作りを一緒に考える活動を推進する。

・市内全教職員を対象とした、危機管理能力向上を図るための専門家による研修講座を開催するよう企画、運営を行う。

3　保護者への協力要請

①　不要不急によらない携帯電話、スマートフォンの持込禁止への協力

・持ち込みの必要な場合、保護者が校長と対面にて申請を行うような持込禁止の具体的なルールを校長会などを通じて全小中学校に提案する。

・現状のルールにおいても必要な場合は登校時に教職員に預け、下校時に受け取るルールの徹底を行うよう校長会などを通じて全小中学校に指導し、保護者に協力を求めるよう啓発を行う。

②　家庭における携帯電話、スマートフォンの利用に係るルール作りと実践の徹底・児童生徒の代表、保護者の代表の参加によるスマートフォンの使い方に関するワークショップ開催の企画、運営を行う。

・保護者と子どもの話し合いによるルール作りを啓発する。

・保護者同士が話し合える場を提供できる具体策を考える。

・保護者と教職員の話し合える場を提供できる具体策を考える。

・保護者向けスマートフォンの使い方講座開催の企画、運営を行う。

③　保護者の自由参観の随時受け入れ

・多くの大人の目による生徒の見守りを行うよう保護者の自由参観の随時受け入れを行うよう推進する。

議案第１５号

生駒市学校医の委嘱について

生駒市学校医に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第２条第１１号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

記

委嘱：令和２年４月１日付（任期：令和３年３月３１日まで）

職　名	推薦団体	氏　名	学校名
学校医	生駒市医師会	菊池　美和	生駒中学校

議案第１６号

令和２年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和２年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊のとおり提出する。

令和２年３月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭